		四　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 五　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
アップグレードリチア輝石	SPODUMENE (UPGRADED)	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
亜鉛スラグ	ZINC SLAG	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。

		五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六　航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
ジルコンカイアナイト精鉱	ZIRCON KYANITE CONCENTRATES	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

別表第２化学石こう（液状化するおそれのあるもの）の項を削る。

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第二条　固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改める。

別表第１アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。）の項の次に次のように加える。

非結晶塊状珪酸ナトリウム	AMORPHOUS SODIUM SILICATE LUMPS	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。